

14. 税率の変遷

年度		S 25	S 26	S 27	S 28	S 29	S 30
税目	個人均等割	600円	500円	500円	500円	400円	400円
	市 民 所 得 割	18%	5万円以下 4%	同左	同左	2万円以下 2.75%	同左
			5万円超 5 "			2万円超 3.0 "	
			8 " 6 "			5 " 3.75 "	
			10 " 7 "			7 " 4.5 "	
12 " 8 "	10 " 5.25 "						
15 " 9 "	12 " 6.0 "						
20 " 10 "	15 " 6.75 "						
20 " 7.5 "	20 " 7.5 "						
法人均等割	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	
法人税割	—	15%	12.5%	12.5%	7.5%	8.1%	
固定資産税	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.4%	
自転車荷車税 (S25～32年度)	普通二輪車 200円 競争用車 300円 普通三輪車 300円 旅客用三輪車 500円 四輪荷積牛馬車 800円 二輪荷積牛馬車 600円 荷積大車 400円	同左	同左	同左	同左	普通自転車 200円 原付自転車 { 500円 800円 1,000円 競争用車 300円 普通三輪車 300円 旅客用三輪車 500円 荷積小車及び リヤカー 200円	
軽自動車税 (S33年度以降)	原付自転車 200円 —					原付自転車 500円	荷積大車 400円 二輪荷積牛馬車 600円 四輪荷積牛馬者 600円
市たばこ消費税 (S29～63年度)	—	—	—	—	10%	9%	
市たばこ税 (H元年度以降)	—	—	—	—	10%	9%	
電気税〔S48年まで〕 ガス税〔電気ガス税〕	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
鉦産税	1%	1%	1%	1%	1%	1%	
木材引取税	5%	5%	5%	5%	5%	5%	
特別土地 保有税	保	—	—	—	—	—	
	取	—	—	—	—	—	
	遊休	—	—	—	—	—	
入湯税	1人1日10円	10円	10円	20円	20円	20円	
事業所 税	資産割	—	—	—	—	—	
	従業者割	—	—	—	—	—	
	新增設	—	—	—	—	—	
都市計画税	—	—	—	—	—	—	

S 31	S 32	S 33~36	S 37	S 38	S 39	S 40
400円	400円	400円	400円	400円	400円	400円
同左	同左	3万円以下 2.5% 3万円超 3.5% 8 " 4.6% 15 " 5.8% 30 " 7.0% 50 " 8.2% 80 " 9.5%	同左	同左	5万円以下 2.0% 5万円超 3.5% 15 " 5.0% 40 " 7.0% 70 " 8.5% 100 " 10.0% 150 " 11.5% 250 " 13.0% 400 " 14.0%	15万円以下 2.5% 15万円超 4.5% 40 " 6.0% 70 " 7.0% 100 " 9.0% 150 " 10.5% 250 " 11.5% 400 " 13.5% 600 " 14.0% 1,000 " 14.1%
1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%	8.4%	8.4%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
同左	同左	原付 自 転 車 { 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 農耕作業用 1,000円 一般用 1,500円 二輪の小型 自動車 2,000円	同左	原付 自 転 車 { 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの { 乗用 3,000円 貨物 2,500円 二輪の小型自動車 { 農耕作業用 2,500円 その他 1,000円	同左	500円 800円 1,000円 1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,000円 1,000円
9%	9%	11%	12%	13.4%	15%	15%
10%	10%	10%	9% (S37.5.1)	8%	7%	7%
1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
5%	2%	2%	2%	2%	2%	2%
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

14. 税率の変遷(つづき)

年度		S 41	S 42	S 43~44	S 45	S 46~47	
市 民 税	個人均等割	400円	400円	400円	400円	400円	
	所得割	15万円以下	2.0%	2.0%	2%	同左	同左
		15万円超	4.1 "	3.0 "	3 "		
		40 "	5.5 "	5.0 "	4 "		
		70 "	6.9 "	6.2 "	5 "		
		100 "	8.2 "	7.5 "	6 "		
		150 "	9.6 "	8.7 "	7 "		
		250 "	11.0 "	10.0 "	8 "		
		400 "	12.4 "	11.2 "	9 "		
		600 "	13.8 "	12.5 "	10 "		
1,000 "	14.7 "	13.7 "	11 "				
2,000 "	"	15.0 "	12 "				
3,000 "	"	15.7 "	13 "				
4,000 "	"	" "	14 "				
法人均等割	1,800円	2,400円 4,000円	同左	同左	同左		
法人税割	8.9%	8.9%	8.9%	9.1%	9.1%		
固定資産税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		
自転車荷車税 (S25~32年度)	原付自転車 <ul style="list-style-type: none"> { 50cc以下 500円 { 90 " 800円 { 125 " 1,000円 軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの	同左	同左	同左	同左		
軽自動車税 (S33年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> { 乗用 4,500円 { 貨物 2,500円 二輪の 小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> { 農耕作業用 1,000円 { その他 1,000円 						
市たばこ消費税 (S29~63年度)	15%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%		
市たばこ税 (H元年度以降)							
電気税〔S48年まで〕 ガス税〔電気ガス税〕	7%	7%	7%	7%	7%		
鉱産税	1%	1%	1%	1%	1%		
木材引取税	2%	2%	2%	2%	2%		
特別土地 保有税	保有	—	—	—	—	—	
	取得	—	—	—	—	—	
	遊休	—	—	—	—	—	
入湯税	20円	20円	20円	20円	40円		
事業所 税	資産割	—	—	—	—	—	
	従業者割	—	—	—	—	—	
	新增設	—	—	—	—	—	
都市計画税	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%		

S 48	S 49	S 50	S 51	S 52
600円	600円	600円	1,700円	1,700円
30万円以下 2% 30万円超 3% 50 " 4% 80 " 5% 110 " 6% 150 " 7% 250 " 8% 400 " 9% 600 " 10% 1,000 " 11% 2,000 " 12% 3,000 " 13% 5,000 " 14%	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	24,000円 12,000円 7,200円	80,000円 24,000円 8,000円
9.1%	14.5% ※1	14.5%	14.5%	14.5%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
同 左	同 左	同 左	原付自転車 { 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 { 二輪 2,000円 三輪 2,600円 四輪乗用 { 営業用 5,200円 自家用 5,900円 四輪貨物 { 営業用 2,900円 自家用 3,300円 小型特殊自動車 { 農耕用 1,300円 その他 3,900円 二輪の小型自動車 3,300円	同 左
18.1%	18.1%	18.1%	18.1%	18.1%
6% (S48.10.1)	5% (S50.1.1) 5% 4% (S49.10.1) (S50.1.1)	5% 3% (S50.6.1)	5% 2% (S52.1.1)	5% 2%
1%	1%	1%	1%	1%
2%	2%	2%	2%	2%
— 3% (S48.10.1) —	1.4% 3% —	同 左	同 左	同 左
40円	40円	100円	100円	150円 (S53.1.1)
—	—	1㎡ 300円	同 左	同 左
—	—	0.25%	同 左	同 左
—	—	1㎡ 5,000円	同 左	同 左
0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

※1 昭和49年度から制限税率で課税しており、その適用関係は次のとおり。

- ① 昭和49年5月1日前に終了する事業年度分 9.1%
- ② 昭和49年5月1日以後昭和50年1月31日までの間に終了する事業年度分 13.3%

14. 税率の変遷(つづき)

年度		S 53	S 54	S 55	S 56~57		
税目							
市 民 税	個人均等割	1,700円	1,700円	2,000円	2,000円		
	所得割	30万円以下	2%	同左	30万円以下	2%	
		30万円超	3 "		30万円超	3 "	
		50 "	4 "		45 "	4 "	
		80 "	5 "		70 "	5 "	
		110 "	6 "		100 "	6 "	
		150 "	7 "		130 "	7 "	
		250 "	8 "		230 "	8 "	
		400 "	9 "		370 "	9 "	
	法人均等割	800,000円	400,000円	同左	同左	同左	
80,000円		24,000円	同左				
8,000円			同左				
法人税割		14.5%	14.5%		14.5%		14.7% (S56. 8. 1以降終了事業年度分)
固定資産税		1.4%	1.4%		1.4%		1.4%
自転車荷車税 (S25~32年度)		原付自転車					同左
	軽自動車 (S33年度以降)						
自転車荷車税	50cc以下	650円	700円				
	90 "	1,000円	1,100円				
	125 "	1,300円	1,450円				
	二輪	2,000円	2,200円				
	三輪	2,600円	2,850円				
	四輪乗用	{ 営業用 5,200円	5,200円				
		{ 自家用 5,900円	6,500円				
	四輪貨物	{ 営業用 2,900円	2,900円				
		{ 自家用 3,300円	3,650円				
	小型特殊自動車	{ 農耕用 1,300円	1,450円				
		{ その他 3,900円	4,300円				
	二輪の小型自動車	3,300円	3,650円				
市たばこ消費税 (S29~63年度)		18.1%	18.1%	18.1%	18.1%		
市たばこ税 (H元年度以降)							
電気税		5%	5%	5%	5%		
ガス税		2%	2%	2%	2%		
電気ガス税	(S48年まで)						
鉱産税		1%	1%	1%	1%		
木材引取税		2%	2%	2%	2%		
特別土地保有税	保有	1.4%	同左	同左	同左		
	取得	3%					
	遊休	—					
入湯税		150円	150円	150円	150円		
事業所税	資産割	1㎡ 300円	同左	1㎡ 500円	同左		
	従業者割	0.25%		0.25%			
	新增設	1㎡ 5,000円		1㎡ 6,000円			
都市計画税		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%		

S 58	S 59	S 60	S 61~62
2,000円	2,000円	2,500円	2,500円
同 左	同 左	20万円以下 2.5 % 20万円超 3 " 45 " 4 " 70 " 5 " 95 " 6 " 120 " 7 " 220 " 8 " 370 " 9 " 570 " 10 " 950 " 11 " 1,900 " 12 " 2,900 " 13 " 4,900 " 14 "	20万円以下 2.5 % 20万円超 3 " 45 " 4 " 70 " 5 " 95 " 6 " 120 " 7 " 220 " 8 " 370 " 9 " 570 " 10 " 950 " 11 " 1,900 " 12 " 2,900 " 13 " 4,900 " 14 "
1,200,000円 700,000円 160,000円 60,000円 48,000円 16,000円	3,000,000円 1,750,000円 400,000円 150,000円 120,000円 40,000円	同 左	同 左
14.7%	14.7%	14.7%	14.7%
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
同 左	1,000円 1,200円 1,600円 2,400円 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 1,600円 4,700円 4,000円	原付自転車 { 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 三輪以上で20ccを超え50cc 以下の一定のもの(ミニカー) (S60. 2. 15以降取得分) 二輪 2,400円 軽自動車 { 三輪 3,100円 四輪乗用 { 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物 { 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 { 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	同 左
18.1%	18.1%	(従価割) 14.3% (従量割) 1,000本につき350円	(従価割) 14.3% (従量割) 1,000本につき60円
5% 2%	5% 2%	5% 2%	5% 2%
1%	1%	1%	1%
2%	2%	2%	2%
同 左	同 左	同 左	1.4% 3% —
150円	150円	150円	150円
同 左	同 左	同 左	1㎡ 600円 0.25% 1㎡ 6,000円
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

14. 税率の変遷(つづき)

年度		S 63	H 元～2	H 3	H 4～5	H 6
市 民 税	個人均等割	2,500円(旧宮城町分, 旧秋保町分は1,500円, 旧泉市分は2,000円)	2,500円(旧宮城町分, 旧秋保町分及び旧泉市分は2,000円)	2,500円	2,500円	2,500円
	所得割	60万円以下 3% 60万円超 5% 130 " 7% 260 " 8% 460 " 10% 950 " 11% 1,900 " 12%	120万円以下 3% 120万円超 8% 500 " 11%	160万円以下 3% 160万円超 8% 550 " 11%	同左	同左
	法人均等割	3,000,000円 1,750,000円 400,000円 150,000円 120,000円 40,000円	同左	同左	同左	3,000,000円 1,750,000円 410,000円 400,000円 160,000円 150,000円 130,000円 120,000円 50,000円
	法人税割	14.7% (旧宮城町分, 旧秋保町分及び旧泉市分は12.3%)	同左	14.7%	14.5% ※2	同左
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
自転車荷車税 (S25～32年度) 軽自動車税 (S33年度以降)		同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ消費税 (S29～63年度) 市たばこ税 (H元年度以降)		(従価割) 14.3% (従量割) 1,000本につき60円	旧3級品以外: 1,000本につき1,997円 旧3級品: 1,000本につき948円	同左	同左	同左
電気税 ガス税 (S48年まで 電気ガス税)		5% 2%	廃止	—	—	—
鉱産税		1%	1%	1%	1%	1%
木材引取税		廃止	—	—	—	—
特別土地 保有税	保有	1.4%	同左	1.4%	同左	同左
	取得	3%		3%		
	遊休	—		1.4%		
入湯税		宿泊 1人1日につき150円 日帰り 1人1日につき70円	同左	同左	同左	同左
事業所 税	資産割	1㎡ 600円	同左	同左	同左	同左
	従業者割	0.25%				
	新增設	1㎡ 6,000円				
都市計画税		0.3% (旧宮城町分は0.1%, 旧秋保町分は課税しない)	0.3% (旧宮城町分及び 旧秋保町分は0.1%)	0.3%	0.3%	0.3%

※2 平成4年4月1日以降終了する事業年度分から適用。

※3 平成17年度は均等割の納付義務を負う夫と生計同一の妻で、同一区内に住所を有するものの均等割額は1,500円。

※4 平成9年4月1日以後終了する事業年度分から、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもので、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(個別帰属法人税額については、平成15年度から。)が年1千万円以下の法人については、12.3%。

H 7	H 8	H 9～10	H 11～14	H 15～17	H 18	H 19～21	H 22～24
2,500円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円※3	3,000円	3,000円	3,000円
200万円以下 3% 200万円超 8" 700 " 11"	同 左	200万円以下 3% 200万円超 8" 700 " 12"	200万円以下 3% 200万円超 8" 700 " 10"	同 左	同 左	一律 6%	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	14.5% ※2 ※4	同 左	同 左	同 左	14.7% ※4 ※5 ※6	同 左
1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	旧3級品以外： 1,000本につき2,434円 旧3級品： 1,000本につき1,155円	旧3級品以外： 1,000本につき2,668円 旧3級品： 1,000本につき1,266円 (H11.5.1)	旧3級品以外： 1,000本につき2,977円 旧3級品： 1,000本につき1,412円 (H15.7.1)	旧3級品以外： 1,000本につき 3,298円 旧3級品： 1,000本につき 1,564円 (H18.7.1)	同 左	旧3級品以外： 1,000本につき 4,618円 旧3級品： 1,000本につき 2,190円 (H22.10.1)
—	—	—	—	—	—	—	—
1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
—	—	—	—	—	—	—	—
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 〔※平成15年度以降、 当分の間、新たな課 税を行わない。〕	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	1㎡ 600円 0.25% 廃止	同 左	同 左	同 左
0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%

※5 平成19年3月31日までに終了する事業年度分については、14.5%。

※6 法人税法に規定する受託法人（法人課税信託の受託者である法人（受託者が個人である場合は、当該受託者である個人。）について、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者として法人税を課される法人をいう。）については、14.7%。

14. 税率の変遷(つづき)

年度		H 25	H 26	H 27
市 民 税	個人均等割	3,000円	3,500円※7	同 左
	所得割	一律 6%	同 左	同 左
	法人均等割	3,000,000円 1,750,000円 410,000円 400,000円 160,000円 150,000円 130,000円 120,000円 50,000円	同 左	同 左
	法人税割	14.7% ※4 ※5 ※6	12.1% ※8 ※9	同 左
固定資産税		1.4%	同 左	同 左
自転車荷車税 (S25～32年度)	原付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 三輪以上で20ccを超え50cc 以下の一定のもの(ミニカー) (S60. 2. 15以降取得分) 2,500円	同 左	原付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 三輪以上で20ccを超え50cc 以下の一定のもの(ミニカー) (S60. 2. 15以降取得分) 2,500円	
軽自動車税 (S33年度以降)	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用 { 営業用 5,500円 { 自家用 7,200円 四輪貨物 { 営業用 3,000円 { 自家用 4,000円 小型特殊 { 農耕用 1,600円 { 自動車 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	同 左	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,900円 四輪乗用 { 営業用 6,900円 { 自家用 10,800円 } ※10 四輪貨物 { 営業用 3,800円 { 自家用 5,000円 } 小型特殊 { 農耕用 1,600円 { 自動車 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	
市たばこ消費税 (S29～63年度)	旧3級品以外 : 1,000本につき5,262円	同 左	同 左	
市たばこ税 (H元年度以降)	旧3級品 : 1,000本につき2,495円 (H25. 4. 1)	同 左	同 左	
鉱産税		1%	同 左	同 左
特別土地 保有税	保有	1.4%	同 左	同 左
	取得	3%	同 左	同 左
	遊休	1.4%	同 左	同 左
入湯税		宿泊 1人1日につき150円 日帰り 1人1日につき70円	同 左	同 左
事業所税	資産割	1㎡ 600円	同 左	同 左
	従業者割	0.25%	同 左	同 左
都市計画税		0.3%	同 左	同 左

※7 東日本大震災からの復興に関する地方税の臨時特例によるもの。

※8 平成26年10月1日以後開始する事業年度分から適用。

※9 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円以下の法人については、9.7%。

※10 平成26年度税制改正により、平成27年4月1日以後に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両について税率が引き上げられた(平成27年3月31日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両については、改正前の税率が適用される。)

H 28	H 29	H 30
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	一律 8%
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
原付自転車 { 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 三輪以上で20ccを超え50cc以下 の一定のもの(ミニカー) 3,700円 (S60. 2. 15以降取得分) 軽自動車 { 二輪 3,600円 三輪 3,900円 四輪乗用 { 営業用 6,900円 ※10 自家用 10,800円 ※11 四輪貨物 { 営業用 3,800円 ※12 自家用 5,000円 } 小型特殊 { 農耕用 2,400円 自動車 { その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	同 左	同 左
旧3級品以外：1,000本につき5,262円 旧3級品：1,000本につき2,925円 ※13 (H28. 4. 1)	旧3級品以外： 1,000本につき5,262円 旧3級品： 1,000本につき3,355円 ※13 (H29. 4. 1)	旧3級品以外： 1,000本につき5,692円 ※14 (H30. 10. 1) 旧3級品： 1,000本につき4,000円 ※13 (H30. 4. 1)
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

※11 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した車両については、重課税率が適用される。

※12 平成27年4月1日から令和3年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた環境負荷の小さいガソリン車、または令和5年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた電気軽自動車・天然ガス軽自動車は、取得した日の属する年度の翌年度分限り軽減税率が適用される。

※13 平成27年度税制改正により、旧3級品の製造たばこに係る特例税率が廃止され、平成28年4月1日から令和元年10月1日までの4段階で税率の引き上げが実施される。

※14 平成30年度税制改正により、旧3級品以外の製造たばこについて、平成30年10月1日、令和2年10月1日及び令和3年10月1日の3段階で税率の引き上げが実施される。

14. 税率の変遷(つづき)

年度		R 元	R 2	R 3～4
市	個人均等割	3,500円 ※7	同 左	同 左
	所得割	一律 8%	同 左	同 左
民	法人均等割	3,000,000円 1,750,000円 410,000円 400,000円 160,000円 150,000円 130,000円 120,000円 50,000円	同 左	同 左
	法人税割	8.4% ※15 ※16	同 左	同 左
固定資産税		1.4%	同 左	同 左
自動車荷車税 (S25～32年度)	種別割	原付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 三輪以上で20ccを超え50cc以下 の一定のもの(ミニカー) 3,700円 (S60.2.15以降取得分) 軽自動車 { 二輪 3,600円 三輪 3,900円 } ※10 四輪乗用 { 営業用 6,900円 } ※11 { 家用 10,800円 } ※18 四輪貨物 { 営業用 3,800円 } { 家用 5,000円 } 小型特殊 { 農耕用 2,400円 自動車 { その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	同 左	原付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 三輪以上で20ccを超え50cc以下 の一定のもの(ミニカー) 3,700円 (S60.2.15以降取得分) 軽自動車 { 二輪 3,600円 三輪 3,900円 } ※10 四輪乗用 { 営業用 6,900円 } ※11 { 家用 10,800円 } ※18 四輪貨物 { 営業用 3,800円 } { 家用 5,000円 } 小型特殊 { 農耕用 2,400円 自動車 { その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円
	軽自動車税 (S33年度以降)	環境性能割	電気軽自動車 非課税 天然ガス軽自動車 非課税 ガソリン車(ハイブリッド車を含む)で H17排出ガス基準75%低減又は H30排出ガス基準50%低減 R2年度燃費基準+10%達成 非課税 R2年度燃費基準達成 { 営業用 0.5% { 家用 1% } ※17 H27年度燃費基準+10%達成 { 営業用 1% { 家用 2% } ※17 H27年度燃費基準+20%達成 非課税 H27年度燃費基準達成+15%達成 { 営業用 0.5% { 家用 1% } ※17 H27年度燃費基準+10%達成 { 営業用 1% { 家用 2% } ※17 上記以外の軽自動車 2% ※17 (R元.10.1)	同 左
市	たばこ消費税 (S29～63年度)	旧3級品以外 1,000本につき5,692円 ※14	1,000本につき5,692円	1,000本につき6,122円
市	たばこ税 (H元年度以降)	旧3級品 1,000本につき5,692円 ※13 (R元.10.1)	1,000本につき6,122円 ※14 (R2.10.1)	1,000本につき6,552円 ※14 (R3.10.1)
鉱産税		1%	同 左	同 左
特別土地保	保有	1.4%	同 左	同 左
	取得	3%	同 左	同 左
	遊休	1.4%	同 左	同 左
入湯税		宿泊 1人1日につき150円 日帰り 1人1日につき70円	同 左	同 左
事業所税	資産割	1㎡ 600円	同 左	同 左
	従業者割	0.25%	同 左	同 左
都市計画税		0.3%	同 左	同 左

※15 令和元年10月1日以後開始する事業年度分から適用。

※16 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0%。

※17 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の乗用車については、税率が1%分軽減される。

※18 自動車検査証の「初度検査年月」が令和5年3月までの電気軽自動車・天然ガス軽自動車、またはガソリン車の一部については、初度検査の翌年度に限り軽減税率が適用される。

※19 令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

R 5
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左

同 左

(R6.1.1)

電気軽自動車	非課税		
天然ガス軽自動車	非課税		
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)で H17排出ガス基準75%低減又は H30排出ガス基準50%低減			
乗用車	R12年度燃費基準80%達成 ※19	非課税	
	R12年度燃費基準70%達成 ※19	非課税	
	R12年度燃費基準60%達成 ※19	営業用	0.5%
		自家用	1%
	R4年度燃費基準+5%達成	営業用	1%
		自家用	2%
2.5t以下のトラック	R4年度燃費基準達成	非課税	
	R4年度燃費基準達成	達成	
	R4年度燃費基準+95%達成	営業用	0.5%
		自家用	1%
	R4年度燃費基準+95%達成	営業用	1%
自家用		2%	
上記以外の軽自動車	2%		

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

